

平成十一年法律第二百六号  
食料・農業・農村基本法

目次

第一章 総則（第一条～第十四条）

第二章 基本的施策

第一節 食料・農業・農村基本計画（第十五条）

第二節 食料の安定供給の確保に関する施策

（第十六条～第二十条）  
農業の持続的な発展に関する施策

（第十一条～第三十三条）  
農村の振興に関する施策（第三十四条）

（第十五条～第三十六条）  
行政機関及び団体（第三十七条～第三十八条）

第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十九条～第四十三条）

第五章 総則（第四十四条～第四十五条）

附則（第四十六条～第四十七条）

第六章 第一章 総則（第三十一条～第三十二条）

第七章 第二章 基本的施策（第三十三条～第三十四条）

第八章 第三章 行政機関及び団体（第三十五条～第三十六条）

第九章 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十七条～第三十八条）

第十章 第五章 総則（第三十九条～第四十三条）

第十一章 第六章 第二章 基本的施策（第三十一条～第三十二条）

第十二章 第七章 第三章 行政機関及び団体（第三十五条～第三十六条）

第十三章 第八章 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十七条～第三十八条）

第十四章 第九章 第五章 総則（第三十九条～第四十三条）

第十五章 第六章 第二章 基本的施策（第三十一条～第三十二条）

第十六章 第七章 第三章 行政機関及び団体（第三十五条～第三十六条）

第十七章 第八章 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十七条～第三十八条）

第十八章 第九章 第五章 総則（第三十九条～第四十三条）

第十九章 第六章 第二章 基本的施策（第三十一条～第三十二条）

第二十章 第七章 第三章 行政機関及び団体（第三十五条～第三十六条）

第二十一章 第八章 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十七条～第三十八条）

第二十二章 第九章 第五章 総則（第三十九条～第四十三条）

第二十三章 第六章 第二章 基本的施策（第三十一条～第三十二条）

第二十四章 第七章 第三章 行政機関及び団体（第三十五条～第三十六条）

第二十五章 第八章 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十七条～第三十八条）

第二十六章 第九章 第五章 総則（第三十九条～第四十三条）

第二十七章 第六章 第二章 基本的施策（第三十一条～第三十二条）

第二十八章 第七章 第三章 行政機関及び団体（第三十五条～第三十六条）

第二十九章 第八章 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十七条～第三十八条）

第三十章 第九章 第五章 総則（第三十九条～第四十三条）

第三十一章 第六章 第二章 基本的施策（第三十一条～第三十二条）

第三十二章 第七章 第三章 行政機関及び団体（第三十五条～第三十六条）

第三十三章 第八章 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十七条～第三十八条）

第三十四章 第九章 第五章 総則（第三十九条～第四十三条）

第三十五章 第六章 第二章 基本的施策（第三十一条～第三十二条）

第三十六章 第七章 第三章 行政機関及び団体（第三十五条～第三十六条）

第三十七章 第八章 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十七条～第三十八条）

第三十八章 第九章 第五章 総則（第三十九条～第四十三条）

第三十九章 第六章 第二章 基本的施策（第三十一条～第三十二条）

第四十章 第七章 第三章 行政機関及び団体（第三十五条～第三十六条）

第四十一章 第八章 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十七条～第三十八条）

第四十二章 第九章 第五章 総則（第三十九条～第四十三条）

第四十三章 第六章 第二章 基本的施策（第三十一条～第三十二条）

第四十四章 第七章 第三章 行政機関及び団体（第三十五条～第三十六条）

第四十五章 第八章 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十七条～第三十八条）

第四十六章 第九章 第五章 総則（第三十九条～第四十三条）

第四十七章 第六章 第二章 基本的施策（第三十一条～第三十二条）

第四十八章 第七章 第三章 行政機関及び団体（第三十五条～第三十六条）

第四十九章 第八章 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十七条～第三十八条）

第五十章 第九章 第五章 総則（第三十九条～第四十三条）

るおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

（多面的機能の発揮）  
農業の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村での他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に發揮されなければならない。

（農業の持続的な発展）  
農業について、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（農村の振興）  
農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（水産業及び林業への配慮）  
（国責務）

（地方公共団体の責務）  
地方公共団体は、基本理念にのつり、及び実施する責務を有する。

（農業者等の努力）  
農業者及び農業に関する団体は、農業及本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の努力）  
事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのつり、国民に対する食料の供給が図られるよう努めるものとする。

（農業者等の努力の支援）  
農業者等の努力を支援することを旨とする。

（農業者等の努力の支援）  
農業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事業者が、農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（農業の持続的な発展）  
農業について、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（農村の振興）  
農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（水産業及び林業への配慮）  
（国責務）

（地方公共団体の責務）  
地方公共団体は、基本理念にのつり、及び実施する責務を有する。

（農業者等の努力）  
農業者及び農業に関する団体は、農業及本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（農業者等の努力）  
事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのつり、国民に対する食料の供給が図られるよう努めるものとする。

（農業の持続的な発展）  
農業について、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（農村の振興）  
農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（水産業及び林業への配慮）  
（国責務）

（地方公共団体の責務）  
地方公共団体は、基本理念にのつり、及び実施する責務を有する。

（農業者等の努力）  
農業者及び農業に関する団体は、農業及本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（農業の持続的な発展）  
農業について、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（農村の振興）  
農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（水産業及び林業への配慮）  
（国責務）

（地方公共団体の責務）  
地方公共団体は、基本理念にのつり、及び実施する責務を有する。

（農業者等の努力）  
農業者及び農業に関する団体は、農業及本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（農業の持続的な発展）  
農業について、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（農村の振興）  
農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（水産業及び林業への配慮）  
（国責務）

（地方公共団体の責務）  
地方公共団体は、基本理念にのつり、及び実施する責務を有する。

（農業者等の努力）  
農業者及び農業に関する団体は、農業及本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（農業の持続的な発展）  
農業について、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（農村の振興）  
農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（水産業及び林業への配慮）  
（国責務）

（地方公共団体の責務）  
地方公共団体は、基本理念にのつり、及び実施する責務を有する。

（農業者等の努力）  
農業者及び農業に関する団体は、農業及本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 食料・農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

二 食料自給率の目標

三 食料・農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

四 前三号に掲げるもののほか、食料・農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、農業生産及び農業資源の開拓と並んで、農業生産の向上を図ることを旨とする。

五 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

六 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

七 政府は、食料・農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料・農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

八 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

九 第二節 食料の安定供給の確保に関する施策

（食料消費に関する施策の充実）  
（施策）





(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年五月二日法律第三十七号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五五号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。